

6 輸 国 第 4156 号

関税割当公表第83号

令和7年度のこんにゃく芋の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉末にしたものであるかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和7年3月11日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 こんにゃく芋（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第1212.99号に規定するもの）
- 2 割当数量＜注＞ 別途公表
- 3 通関期限 令和8年3月31日

第2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第13に規定する違反等事項該当者に当たらない者であって、次の1又は2のいずれかの要件に該当する者

- 1 沖縄県の区域内に仕向けるものについては、関税割当申請書を提出する日において、沖縄県の区域内において、こんにゃく粉（精粉に限る。）又はこんにゃくの製造施設を有する者であって、それぞれ、こんにゃく芋（切

り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)を沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内における消費のためにのみ使用することが確実に認められる者

2 1以外の地域に仕向けるものについては、次のいずれかに掲げる者

- (1) 関税割当申請書を提出する日において、こんにゃく粉（精粉に限る。）又はこんにゃくの製造施設を有する者（以下「製造者」という。）であって、当該輸入こんにゃく芋を使用することが確実に認められる者
- (2) 製造者を構成員とする中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定に基づく設立の認可を受けた同法第3条第1号の事業協同組合又は同条第3号の協同組合連合会（転売を目的とせず、構成員からの委託を受けた場合に限るものとし、当該構成員が(1)に基づく申請を行っている場合を除く。以下「組合等」という。）
- (3) 生産者団体、原料団体、製造団体から構成される団体（転売を目的とせず、製造者からの委託を受けた場合に限るものとし、当該製造者が(1)に基づく申請を行っている場合及び当該製造者から委託を受けた組合等が(2)に基づく申請を行っている場合を除く。）

第3 割当基準

1 沖縄県の区域内に仕向けるもの

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6に掲げる書類に記載された使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して定めるものとする。

2 1以外の地域に仕向けるもの

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6に掲げる書類に記載された使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して定めるものとする。

第4 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課（以下「受付・交付担当課」という。）

1 沖縄県の区域内に仕向けるもの 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生

産振興課

- 2 1以外の地域に仕向けるもの 農林水産省農産局果樹・茶グループ

第5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合に限り、関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和7年4月1日（火）から同年4月9日（水）まで（必着）

(2) 令和7年8月1日（金）から同年8月5日（火）まで（必着）

(3) 令和7年12月1日（月）から同年12月3日（水）まで（必着）

- 2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第6 提出書類

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

- 2 関税割当申請書に添付すべき書類

- (1) 申請者が法人又は団体にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、令和6年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しの記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であつて、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（2以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、受付・交付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

- (2) 前年度のこんにゃく芋（荒粉）使用実績数量、こんにゃく粉（精粉）製

造実績数量及びこんにゃく粉（精粉）又はこんにゃく製品の販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）

- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の月別のこんにゃく芋（荒粉）使用計画数量、こんにゃく粉（精粉）製造計画数量及びこんにゃく粉（精粉）又はこんにゃく製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式3及び4）

- (4) 次に掲げる書類

ただし、令和6年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次のアからオまでの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

ア コンニャク粉又はコンニャク製造の工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図

ウ 製造機械配置略図

エ 工場工程見取図

オ コンニャク粉又はコンニャク製造機械設備一覧表（別記様式5）

- 3 関税割当申請書に添付すべき書類（第2の1に係るものに限る。）

本公表に基づく関税割当申請により割当てを受けたこんにゃく芋を沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内における消費のためにのみ使用し、その他の地域には持ち出さない旨の誓約書（別記様式6）

第7 関税割当申請書等の提出方法

次の1又は2のいずれかの方法により提出することができる。

ただし、1の場合は、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ1通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付

担当課へ事前に相談するものとする。

また、1 及び 2 の場合は、関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和 6 年 3 月 1 日付け 5 輸国第 4383 号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

1 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付・担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第 5 の 1 の各提出期間内に当省必着とする。

（宛先）

【第 2 の 1 に該当する者】

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課関税割当担当者宛

【第 2 の 2 に該当する者】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省農産局果樹・茶グループ こんにゃく芋担当者宛

2 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

（宛先）

【第 2 の 1 に該当する者】

kanwari_oki_n.h7t@ogb.cao.go.jp

【第 2 の 2 に該当する者】

kanwari_konnyaku@maff.go.jp

第 8 本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第 6 に掲げる書類のほか、2 回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式 7）を提出するものとする。

ただし、第 6 に掲げる書類（3 を除く。）のうち、その記載内容が 1 回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第 9 関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第10 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1 の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

- (1) 1 の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書（裏面）の残存数量（以下「残存数量」という。）について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満

了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」 （別記様式 9）

(2) 1 の (2) に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」 及び「証明書再交付申請理由書」 （記載要領別記様式第 1）

3 1 の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第11 報告等

1 割当てを受けた者は、当該期間における各月のこんにゃく芋（精粉）の製造数量及びこんにゃく製品販売数量実績報告書（別記様式 8）（団体にあつては、構成員ごとの実績を添付）を令和 8 年 4 月 10 日までに受付・交付担当課に 1 部提出するものとする。なお、当該書類の提出方法は、第 7 の 1 又は 2 のいずれかに準ずるものとする。

2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに従った違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 割当てを受けた者の氏名等の公表

1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第 6 に掲げる書類に含まれる個人情報、1 の目的を除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づき適正に管理し、第 6 に掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第14 その他

- 1 農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 2 内閣府沖縄総合事務局長は、第3の1に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を農産局長に提出することができる。
- 3 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

<注1> 本公表に基づく割当ては、荒粉換算数量により行うものとし、荒粉換算数量は、生芋数量に0.158を、精粉数量に1.761を乗じて得た数量とする。

<注2> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)